

5 拾得物・遺失物・盗難

学内で物をなくした、あるいは拾った人は、学生支援センターか最寄りの事務室に届け出てください。

1 拾得物・遺失物や盗難の届け出先

● 拾得物・遺失物や盗難の届け出先は次のとおりです。さまざまな取り決めがありますので注意してください。

拾 得 物	● 学内で落とし物や忘れ物を拾得したときは、学生支援センターまたは最寄りの事務室、管理室まで届けてください。持ち主がわかり次第、責任をもって返却します。 ● 落とし主がわからない時は、3か月間保管した後、学内の拾得物・遺失物取扱規程に準じて処分します。
遺 失 物	● 学内で金品を紛失した時は、学生支援センターまたは最寄りの事務室、管理室に届けてください。届けられた拾得物は、学園内のネットワークシステムに登録され、どこかに届けられていれば、職員がその場で確認をすることができます。 ● 届出のあった遺失物に、名前が記載されている場合、呼び出しをし返却します。 ● 定期券、カード類など速やかに返却する必要があると判断した場合には、大学に登録してある学生電話番号に連絡をする場合もあります。
盗 難	● 遺失が盗難による疑いがあるときは、学生支援センターに届け出てください。原則として交番（警察署）に届ける必要があります。
カード類を 紛失した場合	● キャッシュカードやクレジットカードを紛失したときは、悪用されることがあります。至急、発行元に連絡をして停止の手続きを取るとともに、交番（警察署）に届けてください。 ● しばらくはカード会社からの利用明細書をよく確認し、覚えのない請求がきていた場合は、ただちにカード会社に連絡をするようにしてください。 ● 学生証を紛失したときは証明書発行カウンター（大学教育棟2014内）で再発行の手続きを行う必要があります。また、学生証も悪用されることがありますので、最寄りの交番（警察署）に届け出てください。



- ほとんどのクレジットカードには紛失盗難保険制度があり、紛失届があれば補償を受けることができる場合もありますが、補償額はカードによって違います。カード申し込み時に確認しておきましょう。
- 銀行やクレジット会社の連絡先は、学生支援センターでも調べることができます。

2 自己管理に努めましょう

- 大学に届けられた拾得物のうち、持ち主が受け取りに来ないものが数多くあります。持ち物には名前を記入するなどしっかり自己管理をしてください。
- 学内においても食堂や更衣室などで、貴重品から目を離している隙になくなってしまったという事案が発生しています。学内であっても貴重品の管理には十分注意し、常に持ち歩くか目のつく範囲においておくようにしてください。